

令和元年11月1日
議 長 決 定

清瀬市議会議長交際費支出基準

(目的)

第1条 この基準は、清瀬市議会議長（以下、「議長」という。）が清瀬市議会（以下、「市議会」という。）を代表して行う、外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下、「交際費」という。）の適正かつ公正な執行及び、その支出基準に関し一層の透明化を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 交際費とは、市議会の円滑な運営を図り、市政の進展に寄与するため、議長が市議会を代表し外部と交際をするために要する経費であり、その執行にあたっては、儀礼的かつ支出の内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限の金額にとどめなければならない。

(支出範囲)

第3条 交際費は、毎年度、予算で定め、交際費の支出範囲については、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、議長が特に必要と認めた場合は、その都度決定するものとする。

(1) 祝金及び会費等

各種団体等が行う祭典、総会、新年会、忘年会、懇親会等及び記念事業、施設開所式、その他市議会を代表して祝意を表する必要があると認められる行事等に係る支出とし会費相当額を支出する。ただし、会費金額の定めない行事については、清瀬市指定文化財に係る支出は5千円、その他の支出は3千円を支出金額とする。

(2) 弔慰金

別表「弔慰金支出基準」により支出する。

(3) 渉外費

視察及び外部との公の意見交換又は折衝等に必要な土産類並びに接遇に必要な茶菓等の購入で社会通念上妥当と認められる範囲内の実費額とする。

2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる場合は、これを支出しない。

(1) 清瀬市及び清瀬市教育委員会主催の催事への支出

(2) 宗教団体若しくは政党その他政治団体又はこれらの支部等への支出

3 議長の代理として副議長、市議会事務局職員等が市議会を代表して出席する場合は、議長出席の場合に準じてこれを支出する。

(支出手続)

第4条 議長交際費を支出する場合には、議長交際費支出何により議長の決裁を受けなければならない。

(管理)

第5条 議会事務局次長は、交際費支出のため、あらかじめ毎月一定額を資金前渡の方法により会計管理者から交付を受け、清瀬市会計事務規則（昭和61年清瀬市規則第6号）に基づき適切に保管するとともに、その支出内容を記録し、収支を明らかにしておかなければならない。

(精算)

第6条 議会事務局次長は、前条に規定する資金前渡について、1月ごとに領収書等の証拠書類を添付し、精算しなければならない。ただし、祭典等で会費金額の定めがなく、かつ相手方から領収書等を受領し難い場合は、案内状（行事名、開催日時、会場の記載）をもって証拠書類とすることができるものとする。

(支出基準及び支出内容の公表)

第7条 この支出基準及び交際費の支出内容の公表は、清瀬市議会ホームページにおいて行うものとし、当月分の支出内容は翌月の15日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに行うものとする。ただし、公表内容に個人に関する情報であって、特段の配慮を必要とするものが含まれる場合にあっては、これを除くものとする。なお、支出内容の公表期間は、清瀬市文書管理規程（平成14年3月1日訓令第10号）の規定により、保存期間である5年間を満了したものから順次削除していくものとする。

(見直し)

第8条 この基準は、交際費の支出内容や支出金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附則

- 1 この基準は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 この基準の施行に伴い、「交際費の取り扱いについて（平成14年4月1日議長決裁）」及び「議長交際費弔慰金支出基準（平成14年4月1日議長決裁）」は、これを廃止する。

別紙（第3条第1項第2号関係）

弔慰金支出基準

対 象 者		本 人	配偶者	子	父 母
市議会議員	現 職	30,000 円 供花・弔電	10,000 円 供花	10,000 円 供花	10,000 円 供花
	前・元職	10,000 円 供花	—		
市長、副市長、教育長 (助役、収入役含む)	現 職	30,000 円 供花・弔電	10,000 円	10,000 円	10,000 円
	前・元職	10,000 円 供花	—		
行政委員会委員	10,000 円 供花				
近隣市の議長	10,000 円 供花				
近隣市の市長	10,000 円				
地元選出の 国会議員、都議会議員	10,000 円				

(備考) 供花料については時価とし、15,000 円を基準とする。